

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月20日

京都市消防局長 山内 博貴

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
上京区	上京区一条通七本松西入る 滝ヶ鼻町1005番地1 本山宥清寺	令和2年1月26日 午前 10時00分	2台

(消防局警防部消防救助課)